

書評

平野武著『明治憲法制定とその周辺』

(晃洋書房、2004年2月)

藤田 尚則 (創価大学)

本書は、いわゆる、「明治憲法」制定過程の通史ではない。大石眞教授著『日本憲法史』(1995年)の中で主張される「憲法史」が取扱うべき問題に関する三分類(憲法体制成立史、憲法体制運用史、憲法思想史)に従えば、主として「憲法体制成立史」に関係するいくつかの問題を権力側と民衆側の二つの側面からアプローチするものである。ともすると、憲法制定の歴史を素描する試みは、権力者の側の視点から権力者の勝利に至る過程を中心に据え、権力対民衆という図式に依拠し、両者を対立的に描くのが常であるが、本書は、権力の側と民衆の側のそれぞれの側がもっている(いた)問題点を検討し、相互の影響について検討しようとするものであり、そこには、著者の憲法学者としての矜持が強く読み取られるところである。

著者の憲法体制成立史に関する基本的スタンスは、以下の点に見出だすことができ得るであろう。すなわち、第一に、上記の三分類の一つたる「憲法思想史」(憲法学説史)の研究にとって、憲法制定史の研究は決して無縁のものではなく、制定史研究が解釈学説史の基盤を提供し、かつ、種々の議論の意味内実を明確することになり、さらに付言すれば、憲法学にとって刺激的であり、興味深いものであるとする点にある。第二に、現在の憲法学研究にとっての中心課題は、解釈学であり、また、現実の憲法学が憲法訴訟論を中心に展開され、明治憲法の研究にはもはや積極的意味は見出されないと考えられているくらいがあるが、筆者は、実定憲法が歴史の所産であり、歴史的存在である限り、憲法の歴史的研究が憲法学にとって重要な意味を持ちつづけることは否定できないとする点にある。第三に、明治憲法体制成立史を、世界史的視点や国際的比較の観点から研究することの重要性を指摘しているが、中でも、筆者

は、ヨーロッパの近代史との比較研究ではなくして、アジアの近代史との関連で明治憲法を捉え、アジアとの接点を意識しながら検討することの重要性を指摘し、それによって、特種日本の問題である天皇制の問題、ひいては国家神道体制の問題点の本質が明らかになるとする点に筆者の研究認識を求めることができる(著者の研究課題の最重要項目の一つに数えられる)。第四に、いわゆる「自由主義史観」が喧伝され、「自虐的史観」への批判の声が大きく叫ばれている極めて今日的状況への危機意識を背景に、歴史の実証的研究の必要性和実証的研究の成果への正当な評価がなされるべきであると主張し、憲法史研究もまた、歴史認識について自制的態度を保持しながら、解釈学が主流をなしている現在の憲法学と憲法史研究との間の新たな関係の構築とその深化を模索すべきであると指摘する。

周知のごとく、筆者は、憲法および宗教法研究の第一人者であり、その研究対象は多岐にわたり、多数の著書、論文を世に問うているが、本書は、筆者自らが靖国公式参拝訴訟、忠魂碑訴訟、大嘗祭関連訴訟に関与したこと、また、浄土真宗本願寺派の制度・組織研究に携わったことから、憲法、宗教法の分野での歴史的研究の重要性を認識したことから生まれた一書である。第六章および付論から成るが、中でも、著者の執筆意図からして、第三章「日本近代国家の政教関係」、第四章「明治前期立憲主義と本願寺寺法」、そして第五章「シュタインと近代日本の政教関係」に力点が置かれていると考えられる。

第三章「日本近代国家の政教関係」は、天皇制国家たる近代日本国家の政教関係の形成過程の検討から論を進め、明治国家における「祭政一致・神道国教化政策」および「国民教化運動」の実態とその問題点を解き明かし、近代日本の政教関係が明治憲法制定前に既に一定の形(国家神道体制)を整えたことを明らかにする。そして、国家神道体制の内容について、①神社神道が国家の祭祀とされ、他宗教の上に君臨したこと、②神社神道に対する崇敬・尊崇が義務づけられたこと、③神社神道が国民を現実に支配したこと、の三点にわたって詳論している。

宗教法研究にとって、宗教団体乃至教団の内部規範、自治法もまたその対象として重要な意味をもつところである。第三章で展開された明治政府の宗教政

策は、明治期において、巨大な宗教教団であり、政府内に強い人脈を持ち、またその政治的影響力も門徒数からして無視し得ない存在であった浄土真宗本願寺派にも、当然、大きな影響を与え、その中で自己の存立に不安を覚えた本願寺派は、自らの存立を確保するために教団の近代化を模索せざるを得なかった。第四章「明治前期立憲主義と本願寺寺法」では、かかる視点から、当時の憲法論議、憲法思想或いは憲法制定をめぐる種々の思惑からの影響を受けながら制定された本願寺のコンスティテューションたる寺法の成立過程及びその内容と問題点が、詳らかに論述されている。

明治憲法制定に与えたロレンツ・フォン・シュタイン (Lorenz von Stein, 1815-90) の影響については、ドイツ国法理論の受容の観点から、優れた研究成果が発表されているが、第五章「シュタインと近代日本の政教関係」は、これまで殆ど研究されてこなかった明治期日本の宗教問題、就中、政教関係に関するシュタインの認識、見解を検討したものである。そこには、シュタインの神道観、政教関係論についての興味深い記述がなされ、さらには、シュタインが「神社非宗教論」をとっていたことが明らかにされる。

ところで、冒頭に述べたごとく、本書執筆の筆者の大きな動機は、筆者自らが政教関係をめぐる諸種の訴訟に携わったことが大きな誘引となっている。小泉純一郎首相(当時)が、2001年、首相に就任し、靖国神社に参拝したことを契機に、大阪、松山、福岡、千葉、那覇、東京の各地方裁判所に損害賠償、違憲確認、差止め等の請求を求めて訴訟が提起され、福岡地裁(平成16年4月7日)と大阪高裁(平成17年9月30日)は、その傍論で憲法判断に踏み込み、首相の参拝を違憲と断じたことは周知のとおりである。

首相の靖国神社参拝は、大きな政治問題ともなり、特に、平成18年8月15日の参拝は、マスコミが大々的に取りあげるところとなった。しかし、マスコミが、この問題を、外交問題の観点からのみならず、国内問題、否、憲法問題としてどれほどか深刻に意識して論じている(或いは論じてきた)かについては、懐疑的にならざるを得ない。国旗国歌法、有事法制の整備の確立、教育基本法改正の動き、共謀罪の新設、全国各地での2万件にも及ぶ自警団の設立等々の動きとの連動の中で、靖国神社問題を認識して捉えた場合、そこには、宗教を

利用することによる国民統合乃至国民意識の形成・昂揚という為政者の政治的意図が明らかに読み取れる。既に、明治憲法下で神権天皇制・国家神道を通じての日本国民が強いられた苦渋の体験を省みるとき、二度とその轍を踏まないためにも、本書は活用されるべきであると考えられる。